

生食発 0608 第 5 号
平成 28 年 6 月 8 日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 28 年厚生労働省告示第 245 号)が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

- (1) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、生食用鮮魚介類、生食用かき及び冷凍食品(生食用冷凍鮮魚介類に限る。)(以下「生食用鮮魚介類等」という。)の加工基準において、亜塩素酸水、次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウム並びに水素イオン濃度調整剤(以下「pH 調整剤」という。)として用いられる塩酸に加え、pH 調整剤として用いられる二酸化炭素の使用を認めることとしたこと。
- (2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、硫酸亜鉛の使用基準を一部改正し、新たに発泡性酒類に使用することを認めることとしたこと。
- (3) 法第 18 条第 1 項の規定に基づき、ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装について、個別規格を設定することとしたこと。

第 2 適用期日

公布日から適用されるものであること。ただし、公布日から起算して 6 月を経

過した日までに製造され、又は輸入されるポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装については、なお従前の例によることができること。

第3 生食用鮮魚介類等に関する事項

運用上の注意

二酸化炭素については、生食用鮮魚介類等に対し、次亜塩素酸ナトリウムの使用等に伴い pH 調整剤として使用することは認められるが、生食用鮮魚介類等の加工時に二酸化炭素を直接使用することは認められないこと。

第4 添加物に関する事項

運用上の注意

- 1 硫酸亜鉛については、発泡性酒類を製造する際のイーストフードとして、新たに発泡性酒類に使用することを目的として改正したものであること。
- 2 硫酸亜鉛の使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

第5 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格に関する事項

運用上の注意

ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装とは、基ポリマー中のエチレンナフタレートの含有率が 50%以上のものをいうこと。

○厚生労働省告示第百四十五号
食品衛生法(昭和二十二年法律第百三十三号)第十一項及び第十八条第一項の規定に基づき、食品添加物の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第百七十号)の一部を次のように改正する。ただし、公布の日から起算して六月を経過した日までに製造され、又は輸入されるポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装については、なお従前の例によることである。
平成二十八年六月八日
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣 加藤 勝信

第1のDの生食用鮮魚介類の目、生食用かきの目及び冷凍食品の目中「硫酸」を「硫酸及び」に改める。
第2のFの硫酸亜鉛の目を次のように改める。

硫酸亜鉛 硫酸法(昭和28年法律第6号)第3条第3号に規定する発泡性酒類(以下単に「発泡性酒類」という)及び母乳代替食品以外の食品に使用してはならない。
硫酸亜鉛の使用量は、亜鉛として、発泡性酒類にあつてはその1kgにつき0.0010g以下でなければならぬ。

硫酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製法、調理及び保存の方法の基準の部(乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の表(6)の規定による厚生労働大臣の承認を受けて調製粉乳に使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1Lにつき、亜鉛として60mgを超える量を含有しないように使用しなければならぬ。
第3のDの(2)の次に次のように加える。

- 14. ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① グルタミン酸
抽出液として4%酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりグルタミン酸の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験液中のグルタミン酸量は0.1mg/ml以下となる。

② 蒸発残量
蒸発残量試験を行うとき、その量は30mg/ml以下でなければならない。
農林水産省告示第千二百八十九号
農林水産大臣 森山 裕

○農林水産省告示第千二百八十九号
森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年六月八日
農林水産大臣 森山 裕

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県榛原郡川根本町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県榛原郡川根本町(次の図に示す部分に限る。)

○農林水産省告示第千二百九十号
森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年六月八日
農林水産大臣 森山 裕

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県島田市・榛原郡川根本町(以上一市一町について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 次の図「及び」の次に「は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県原市及び島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。」
○農林水産省告示第千二百九十一号
森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年六月八日
農林水産大臣 森山 裕

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県榛原郡川根本町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 次の図「及び」の次に「は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県原市及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。」
○農林水産省告示第千二百九十二号
森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年六月八日
農林水産大臣 森山 裕

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県榛原郡川根本町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県榛原郡川根本町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。